

『 秩 父 市 雇 用 確 保 推 進 奨 励 金 』



電子申請・届出サービスによる
申請はこちらから
(秩父市商工課ホームページ)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業等をする場合であっても、労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業者に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、奨励金を支給します。

【申請期間】 雇用調整助成金等の支給から2か月以内

※奨励金の受付は令和2年7月1日(水)から開始します。

【対象者】 以下のいずれの条件も満たす方

1. 市内に事業所を有する中小企業者(法人又は個人)
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた方
3. 市税等を完納している方(徴収猶予の特例が認められている方を含む。)

【支給金額】 1事業者一律 100,000 円

【申請方法】 以下の書類をご用意の上、秩父市電子申請・届出サービス、もしくは郵送にて、「商工課」へ申請ください。

1. 奨励金申請書
2. 「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書の写し
※支給決定通知書が届いていない場合は、ハローワークが申請を受付けたことがわかる書類。
3. 奨励金振込先の口座情報が確認できるもの(例：通帳のコピーなど)
4. 白紙に押印した印影の画像(電子申請の場合のみ)
※電子申請に添付可能な画像のファイル形式は「jpeg」「jpg」「png」「gif」のみ(支給決定通知書の写しは「PDF」も可)。

【お問合せ先】 秩父市役所 産業観光部 商工課

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号(歴史文化伝承館3階)

電話番号 0494-25-5208(直通)